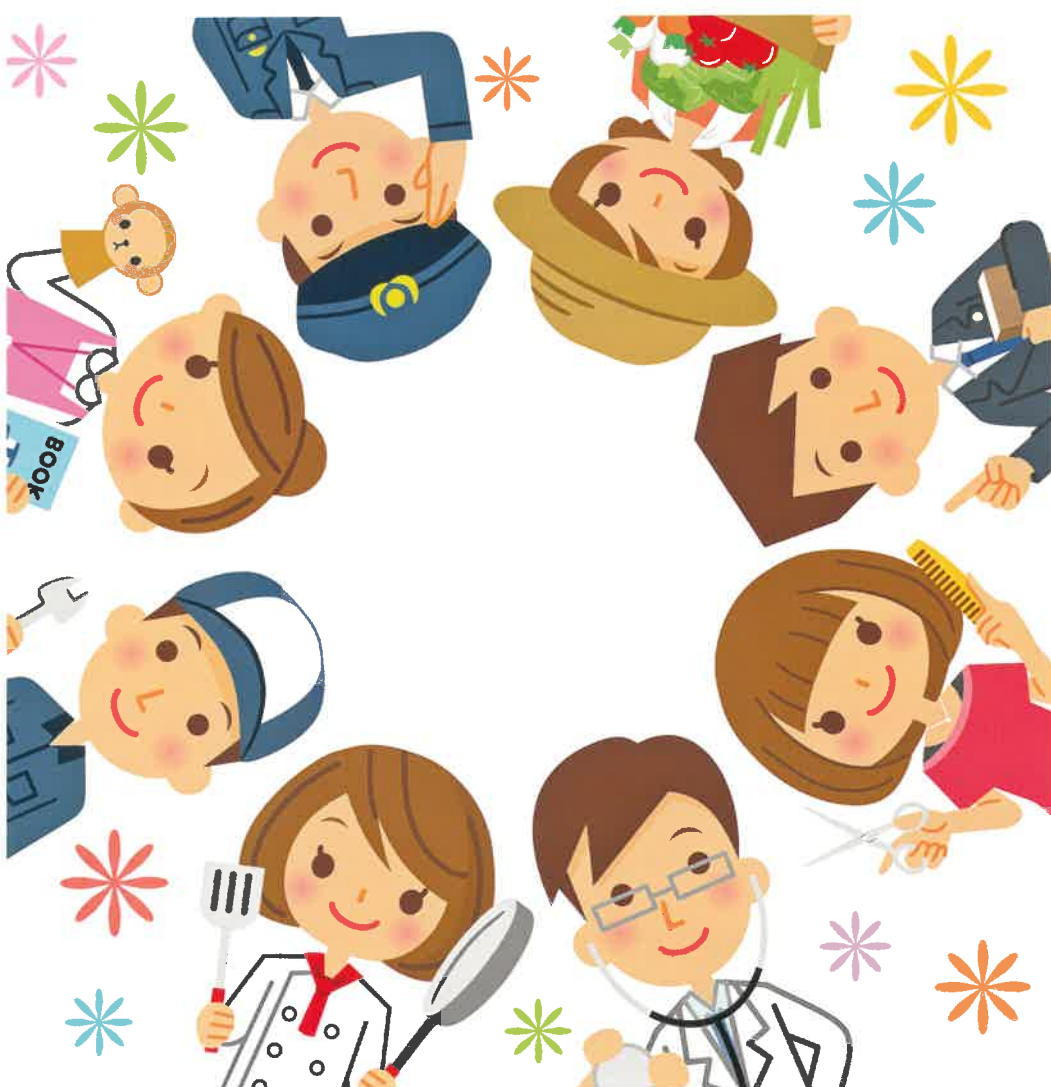


松江商工会議所

おすすめ サービスガイドブック



特集① 事業復活支援金 2

特集② 各種補助金 3

特集③ 事業承継・事業引継ぎの支援 .. 4

特集④ インボイス制度 5

IT 6

クラウド会計 6

経営計画・経営革新 7

販路開拓 7

専門相談員 8

専門家派遣 8

創業・起業 8

マル経融資 8

融資相談 9

経営安定特別相談室 9

講習会・セミナー 9

検定試験 9

まつえウチメシグルメ 10

労働保険 10

貿易証明 10

経営セーフティ共済(倒産防止共済) .. 10

小規模企業共済 11

特定退職金共済制度 11

だんだん共済(生命共済制度) ... 11

商工会議所保険制度 11

青年部(YEG) 12

女性会 12

 松江商工会議所

その他、さまざまなサービスがありますので
まずはお気軽にお問合せください!

個別相談を希望される場合は事前予約を
お願いします

松江商工会議所では、現在事業所(者)にお知らせしたい
4つの支援メニューをピックアップしてご紹介いたします。

特集

①

～事業の継続・回復を支援～

『事業復活支援金』

問合せ：経営支援課

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 **上限最大250万円** 個人事業者等 **上限最大50万円** を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要！ 提出書類が少ない！
過去の申請情報を活用可能！

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化！ 提出書類が少ない！

◆申請の流れ

- STEP1** 自社(自身)が申請対象者であることを確認する
⇒ご不明な方は、事業復活支援金事務局相談窓口(☎0120-789-140)へ
ご相談ください。※会議所では申請対象になるかの判断はできません
- STEP2** 事業復活支援金 HP より申請 ID を取得する
- STEP3** 申請 ID を取得後、事前確認申込フォームより当所に事前確認依頼をする
- STEP4** 当所より連絡が入り、事前確認を受ける
- STEP5** 事前確認終了後、事業復活支援金マイページより申請手続きを行う

◆事前確認について

申請には事業実態の確認として事前確認が必須です。

当所は登録確認機関ですのでご希望の方は HP よりお申込みください。

詳細については、事業復活支援金事務局ホームページへ⇒



特集

②

～新たな取り組みや思い切った挑戦を支援～ 『各種補助金』

◆事業再構築補助金 *第5回公募内容時点

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金です。

対象者	日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等		
受付期間	令和4年にさらに3回程度公募が実施される予定		
補助金額 ()：補助率 ※中小企業者等	通常枠	【従業員数20人以下】 100万円 ～ 4,000万円 【従業員数21 ～ 50人】 100万円 ～ 6,000万円 【従業員数51人以上】 100万円 ～ 8,000万円 (3分の2 ※6,000万円を超える部分は2分の1)	
	大規模賃金枠	【従業員数101人以上】 8,000万円超 ～ 1億円 (3分の2 ※6,000万円を超える部分は2分の1)	
	卒業枠	中小企業者等：6,000万円 ～ 1億円 (3分の2)	
	最低賃金枠	【従業員数 5 人以下】 100 万円 ～ 500 万円 【従業員数 6 ～ 20 人】 100 万円 ～ 1,000 万円 【従業員数 21 人以上】 100 万円 ～ 1,500 万円 (4 分 の 3)	
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、海外旅費		

※本補助金は電子申請のみの受付です。郵送での受付は行われておりません。

各種補助金の申請には今後「GビズID」を取得されたあとと手続きがスムーズになります

◆小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。この制度は商工会議所や商工会のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助を受けることができます。

	一般型	特別枠
対象者	常時使用する従業員が20人以下の法人・個人事業主の方 (商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者対象の特別枠を令和4年度創設予定
補助率	対象経費の3分の2	
補助上限	50万円(単独申請) 500万円(複数の事業者が連携して取り組む共同事業)	
受付期間	令和4年度については、当所HP等でご確認下さい	
補助対象経費	①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費	
取組例	チラシ作成、ウェブサイト作成、商談会への参加、店舗改装等	

*GビズIDの作成についての詳細は右記HPにてご確認ください



特集

③

～コロナ禍での事業の継続を見つめなおす事業所(者)を支援～ 『事業承継・事業引継ぎの支援』

問合せ：経営支援課

事業を譲りたいが後継者がおらずどうしたらいいか分からない・・・
従業員に譲りたいがどのように進めていったらいいのかわからない・・・
異業種へ進出したいが初期投資を安く抑えるため後継者不在企業を探している・・・
自分の代で廃業を考えているが誰かやりたい人がいれば譲ってもよい・・・

このようなことでお困りの事業者の皆様へ
あらゆる事業承継についてお気軽にご相談下さい。

相談無料 秘密厳守

●支援の流れ

初回面談

事業承継に関わるヒアリングを実施、結果を基に事業承継支援のご提案を行います。

◇ヒアリング内容

- ・会社概要、沿革 ・株主、役員の状況 ・事業内容
- ・事業の課題 ・事業承継に向けての相談者の意向



プランA：親族内承継

親族内承継を進めていくにあたり外部専門家を活用し、事業承継に向けての課題の整理、承継計画作成支援を行います。

◇支援内容

- ・承継に向けての課題整理支援
- ・事業承継計画作成支援
- ・企業概要書作成支援

プランB：第三者承継

役員、従業員承継、事業や株式の譲渡、後継者不在企業など第三者への事業承継の支援を行います。

◇支援内容

- ・各種データベースへの登録を通じて相手候補先の探索、譲渡譲受へのプロセス支援

詳細については、「島根県事業承継・引継ぎ
支援センターホームページ」へ⇒



特集

4

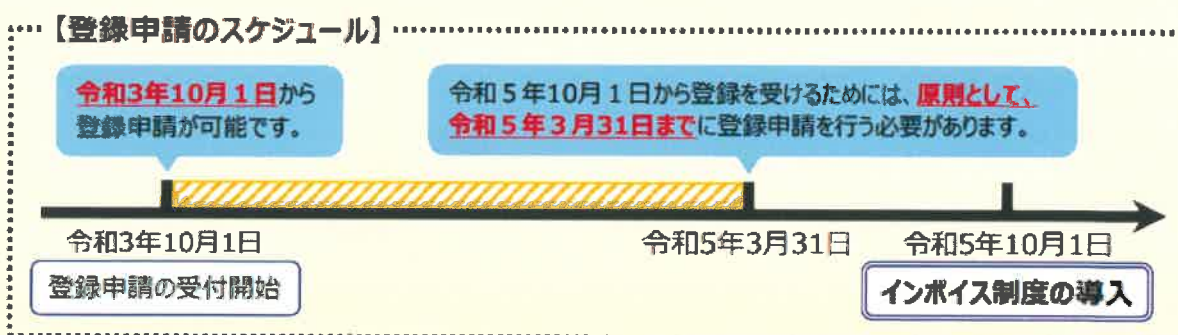
～制度開始に備え、万全の準備を整える～

『インボイス制度の登録申請』

(登録は既に開始されています)

問合せ：経営支援課

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。



◆インボイス制度とは、

<売手側>

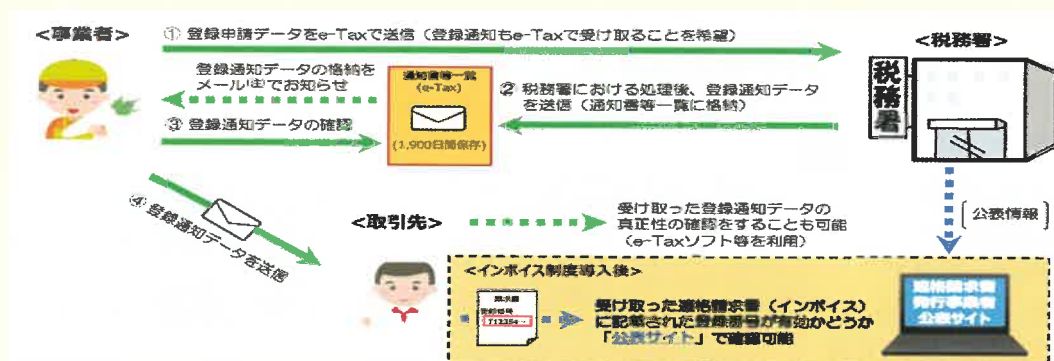
売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

◆インボイス制度登録手続き

広島国税局インボイス登録センターへの郵送(書面)または、e-Taxによる申請が可能です。
(以下はe-Taxの流れ)



詳細については、国税庁「インボイス制度特設サイト」へ⇒



『松江商工会議所には役立つ情報・サービスが満載!!』

様々な経営のお悩みに対応したメニューを用意いたしました
詳細については商工会議所担当課へお気軽に問合せください

IT

担当：経営支援課

ITの利用・導入による生産性の向上を支援します。

IT経営相談

会員

専門相談員が「業務の効率化」「品質・生産性の向上」「広報」など経営課題解決に向けたIT利活用の素朴な疑問にお答えします。

当所HP <https://www.matsue.jp/joho/01cci/5it.html>

～補助金情報～



IT導入補助金

中小企業・小規模事業者が自社の課題やニーズに合ったITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部が補助されます。

- ・補助対象 補助金事務局ホームページに公開されるITツール
(ソフトウェア、クラウドサービス等 ※ハードウェアは対象外)

補助金HP <https://www.it-hojo.jp/>



クラウド会計

会員

担当：経営支援課

バックオフィス業務の効率化、経営の見える化による生産性の向上に有用な

MoneyForward クラウド会計 の導入・活用を支援します。

- 活用例
- ・モバイルPOSレジとクラウド会計のデータ連携による経営分析
 - ・軽減税率導入による新たな事務負担への対応

会員特典

①新規利用者（1年目）

無料期間60日分

（アクサ保険契約者は90日分）

②既存利用者（2年目以降）

2か月分料金相当を付与

（アクサ保険契約者は3か月分）

利用例
(税抜金額)

●個人・パーソナル
(年額払 11,760 円) の場合

会員の場合
9,800 円 (1,960 円お得)

●法人・スモールビジネス
(年額払 35,760 円) の場合

会員の場合
29,800 円 (5,960 円お得)

●会員特典の利用に当たっては、当所への申請が必要ですのでご連絡ください。

経営計画・経営革新

担当：産業振興課、経営支援課

経営計画・事業計画の策定や経営革新の取組を支援します。
合わせて、補助金・助成金制度への申請を支援します。

*経営革新とは

新商品の開発や生産、新サービスの開発や提供、新たな生産方式や販売方式の導入といった新たな事業活動を行うに当たり、経営の向上に取り組む経営革新計画を作成して、県知事から法に基づく承認を受けると、低利融資等、様々な支援施策を利用することができます。

～補助金情報～ ※各補助金は公募期間がそれぞれ決まっています。HPをご確認いただくか、お問合せください。

小規模事業者持続化補助金

小規模（前掲）

小規模事業者が、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用が補助されます。

・補助率 2/3 ・補助上限額 50万円

補助金HP <https://r3.jizokukahojokin.info/>



ものづくり補助金

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い生産性を向上させるための設備投資等が補助されます。

・補助率 1/2または2/3 ・補助上限額 750万円～3,000万円
(令和3年実績)

補助金HP <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>



事業再構築補助金（前掲）（令和4年3月10日 現在）

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等の、経済社会の変化に対応するための思い切った事業再構築に取り組むための設備投資等が補助されます。

中小企業 通常枠:補助額100万円～6,000万円 補助率2/3

卒業枠:補助額6,000万円超～1億円 補助率2/3

中堅企業 通常枠 補助額100万円～8,000万円 補助率1/2(4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠 補助額8,000万円超～1億円 補助率1/2

補助金HP <https://jigyousaikouchiku.jp>



販路開拓

担当：産業振興課

地元企業が有する優れた商品や技術・サービスを広く周知し、販路拡大に役立ててもらうため、各種商談会・交流会等を開催します。

- ・ビジネスマッチング商談・展示会
- ・山陰いいものマルシェプロジェクト
- ・まちゼミ
- ・松江バル
- ・プレス発表会
- ・山陰食の商談会

専門相談員

担当：経営支援課

松江商工会議所が委嘱する専門相談員による無料相談を行っています。

各分野の専門家をご相談に応じます。

法律

弁護士

行政手続

行政書士

労務

社会保険労務士

税務

税理士

貿易投資

貿易・投資アドバイザー

特許

弁理士

IT

ITコンサルタント

※ITは会員のみ

専門家派遣

担当：経営支援課

経営課題に対して、各分野の専門家を派遣しアドバイスが受けられます。

・事業計画・収支計画作成 ・営業強化 ・IT活用 ・DX化 ・事業承継 ・インボイス制度 など

各制度や要件等、まずはお気軽にご相談ください。

創業・起業

担当：経営支援課

創業に伴う心構え、手続き、融資等についてアドバイスします。

- ・創業計画書の作成支援
- ・創業後のフォロー
- ・創業セミナー
- ・特定創業支援(優遇措置の紹介)
- ・チャレンジショップ支援制度の紹介
- ・記帳指導



マル経融資

小規模

会員

担当：経営支援課

小規模事業者が商工会議所の支援を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を商工会議所の推薦で、日本政策金融公庫より無担保・無保証人・低金利(令和4年3月現在 金利1.22%)で融資を受ける制度です。

資金の使い方：運転資金「仕入、外注費等の支払資金」「買掛金、人件費等の支払」

設備資金「店舗の改装、備品の購入」「営業車、機械等の購入」

融資の流れ：①ご相談 ②お申込み ③審査 ④日本政策金融公庫へ推薦 ⑤融資実行

要件等、まずはお気軽にご相談ください。

日本政策金融公庫HP https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html



融資相談

担当：経営支援課

島根県、島根県信用保証協会、日本政策金融公庫の各種融資申し込みにかかる紹介、推薦を行っています。

島根県中小企業制度融資

利用目的に合わせた「一般資金」「特別資金」などがあります。金融機関、保証協会、商工会議所が連携する融資となります。

島根県HP <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/tyusyo.html>



島根県信用保証協会

商工会議所が推薦する小口追認保証制度「かなえ」などがあります。

日本政策金融公庫

一般貸付や新規開業資金、女性・若者／シニア起業家支援資金などがあります。

経営安定特別相談室

担当：経営支援課

経営の危機的状況に際し、商工調停士を中心に各種専門家の力を借りて対策を検討いたします。

ご相談の流れ

①お申込み ②相談内容の検討 ③調停

講習会・セミナー

担当：産業振興課、経営支援課

随時、経営に資する講習会・セミナーを開催しています。

スキルアップ、キャリアアップ、人材育成にお役立ていただけます。

新入社員研修講座、山陰まんなか未来創造塾、経営計画作成支援セミナー、創業セミナー など

検定試験

担当：産業振興課

従来型の筆記試験に加え、検定センターや、自宅、職場等で受験可能なネット試験を随時開催しております。簿記をはじめ仕事に役立つスキルを身につける一助にお役立ていただけます。

筆 記：簿記、珠算

ネット：簿記(2,3級)、リテールマーケティング(販売士)、カラーコーディネーター、ビジネスマネジャー、ビジネス実務法務、福祉住環境コーディネーター、BATIC(国際会計)、eco(環境社会)

当所HP <https://www.matsue.jp/kentei/>



* 選択可能な受験会場、試験日は検定ごとに異なります。
詳細は、HPをご覧ください。

まつえウチメシグルメ

担当：観光振興課

新型コロナウイルス感染症の拡大により、松江市内において外食を控える動きが続いており、感染を拡大させないための取り組みが求められています。

そのような中、市民の皆さんに向け、テイクアウトやデリバリーなどのサービスを提供する飲食店の情報を発信するサイトを立ち上げました。

コロナ禍においても、終息後においても、店外売上アップにつなげていただこう、ぜひ下記サイトにご登録ください！

掲載内容

テイクアウト・デリバリーメニュー、
予約の必要有無等
※随時、掲載店舗を追加していきます。

「まつえウチメシグルメ」のHPIはこちらから。
<https://www.matsue-uchimeshi.com/>

掲載
無料



掲載を希望される飲食店の方はこちらから、ご登録ください
<https://www.matsue.jp/joho/01cci/post-246.html>



労働保険

会員

担当：総務課

労働保険に加入していますか？正社員だけでなく、パート・アルバイトなど従業員を1人でも雇い入れている事業主は労働保険に加入する義務があります。

労働保険（労災保険、雇用保険）に関する事務を代行します（事務組合制度）。

おすすめ

- ・事務負担の軽減
- ・労働保険料の分割納付
- ・中小事業主等の労災保険特別加入申請

※労働保険事務組合は厚生労働大臣の認可により、事業主から事務委託を受けて手続きなどを行う団体です。

貿易証明

担当：総務課

商工会議所法に基づき、貿易取引に必要な原産地証明書等の発給を行っています。

非特惠原産地証明書のオンライン発給もご利用いただけます。

※原産地証明とは、「貨物の原産地、つまり貿易取引される輸出品や輸入品の国籍を証明すること」です。原産地証明書は、その真実性を保証するために、輸出地の商工会議所、もしくは官庁、輸出国所在の輸入国領事館などが証明する書類です。

経営セーフティ共済(倒産防止共済)

担当：経営支援課

取引先の倒産で売掛債権が回収困難となった場合に、共済金の貸付が受けられる共済制度です。

おすすめ

- ・共済金の貸付額
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額
- ・掛金月額5千円～20万円まで（5千円単位）
- ・掛金は損金または必要経費に算入できます

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

小規模企業共済

小規模

担当：経営支援課

個人事業主・共同経営者・会社等役員の退職金積立制度です。

おすすめ

- ・掛金月額は1千円～7万円まで（500円単位）全額所得控除
- ・受取時も税制メリット（一括：退職所得 分割：公的年金等の雑所得）
- ・貸付制度も利用できます

*独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

特定退職金共済制度

担当：総務課

従業員の退職金積立制度です。従業員に将来支払う退職金を、毎月定額の掛金を支払い、計画的に積み立てることで、安定した退職金制度が確立できます。

おすすめ

- ・掛金は、従業員1人につき月額1,000円（1口）から30,000円（30口）まで設定
- ・事業主が負担する掛金は全額損金または必要経費に計上できます
- ・国の制度（中小企業退職金共済制度）との重複加入もできます

*当所は所得税法施行令第73条に基づき所管税務署から承認された特定退職金共済団体です。

だんだん共済(生命共済制度)

会員

担当：総務課

定期保険（団体型）と松江商工会議所独自の給付制度があります。

おすすめ

- ・従業員の福利厚生にご活用いただけます（医師の診査必要なし）
- ・業務上・外を問わず24時間保障、剰余金があれば配当があります
- ・従業員のために負担した掛金は全額損金または必要経費に算入できます

当所HP <https://www.matsue.jp/kyosai/>



*詳細は別冊パンフレットを参照ください。

商工会議所保険制度

会員

担当：総務課

経営リスクへの備えと従業員の福利厚生の充実を目的とした保険制度です。全国の商工会議所のスケールメリットにより低廉な保険料でご加入いただけます。例）業務災害補償プラン 最大58%OFF（令和4年3月現在）

おすすめ

- ・賠償などの経営リスク、従業員の福利厚生に
ビジネス総合保険、業務災害補償プラン、情報漏えい賠償責任保険制度、休業補償プラン
- ・海外との取引に
中小企業海外PL保険制度、輸出取引信用保険制度、海外知財訴訟費用保険制度

中小企業・小規模事業者の定義

施策には中小企業が利用できるもの、小規模事業者が利用できるものがあります。

詳細は各施策の要項等をご確認ください。

中小企業とは

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下または3億円以下
卸売業	100人以下または1億円以下
サービス業	100人以下または5,000万円以下
小売業	50人以下または5,000万円以下

小規模事業者とは

業種	従業員規模
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業・小売業・サービス業	5人以下

松江市の地域発展のため、様々な事業を通して豊かで住みよい郷土づくりに貢献するため活動を行っています。

自己研鑽、人脈形成、情報収集にお役立ていただけます。

入会資格：会員事業所の45歳までの方（役職・性別は問いません）

年会費48,000円 HP <http://www.m-yeg.com/>

活動内容は毎月スタートアップに掲載しています。



女性経営者、女性役職員の交流を通じて、女性の視点で地域産業の発展に寄与する活動を行っています。

入会資格：会員事業所の女性経営者並びに役員、もしくは同会員事業所に従事する女性社員

年会費15,000円 HP <https://www.matsue.jp/m-bwc/>

活動内容は毎月スタートアップに掲載しています。



松江商工会議所では、職員ならびに施策普及員が巡回をいたしております。訪問にお伺いした際にはお気軽にご相談をして下さい。

◆松江商工会議所入会のご案内◆

松江商工会議所は、

商工会議所法に基づく会員組織の地域総合経済団体です。

業種や企業規模に関係なく、地区内で商工業を営む事業所であれば加入いただけます。

各種事業・サービスを通じて会員事業所の繁栄に寄与しています。

会員には会報誌「スタートアップ」(毎月発刊)やメール情報配信等により有益な情報を提供します。

入会金 10,000円

会費 個人 年額12,500円～

法人 年額14,500円～

*商工会議所法に基づき、一定規模以上の特定商工業者(会員・非会員問わず)に法定台帳の提出とその作成・管理等にかかる経費として負担金を納入していただいております。

お問合せ・経営に関するご相談は

松江商工会議所

〒690-0886 松江市母衣町55-4

TEL(0852)23-1616(代表) FAX(0852)23-1656(代表)

総務課 TEL(0852)32-0501 産業振興課 TEL(0852)32-0505

経営支援課 TEL(0852)32-0507 観光振興課 TEL(0852)32-0504

ホームページ <https://www.matsue.jp/>



メールやフェイスブックでも情報発信中